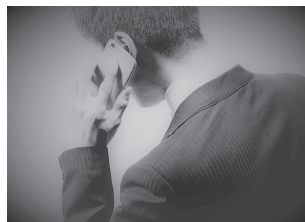


【座談会】

# ハラスメントと 内部通報制度(上)

——地域金融機関における公益通報者保護法改正後の課題と対応

- 内部通報制度の現状と課題
- 地域金融機関における内部通報の内容と傾向
- 組織内部の対応における課題
- 内部通報制度の運用と実効性
- ハラスメントの現状と地域金融機関の対応
- 金融機関の特性と求められる教育研修
- ハラスメント世代の認識と意識のアップデート
- ハラスメントに対する処分のあり方の課題



のぞみ総合法律事務所 弁護士

川西 拓人

のぞみ総合法律事務所 弁護士

松林 智紀

岩田合同法律事務所 弁護士

杉坂 春奈

株式会社金融監査コンプライアンス研究所 代表取締役

宇佐美 豊 (司会)

職場におけるハラスメントは、近時の法令等整備に伴い、各企業で対応が進められるなか、金融機関においては若手職員の退職原因の一つとしても指摘されている問題です。一方、内部通報制度については、公益通報者保護法改正から1年を経過し、ハラスメントや不祥事等防止に向けた実効性の向上が期待されているところと

本座談会では、この2つのテーマを軸に、特に地域金融機関の現場における実情や課題、また今後の制度活用に向けたあべき対応について、識者を迎え議論をいただきました。

なお、座談会の内容については、参加者の現に所属する組織・事務所、また過去に所属した組織等の意見・見解ではなく、個人の意見であることをお断りいたします。

宇佐美 本日の座談会では、昨年に法改正がありました内部通報制度とそれに伴う諸問題、特に地域金融機関におけるハラスメントを巡る課題について探ってまいりたいと思います。

こうした問題は人的資本や人事管理、あるいは内部管理体制や不祥事対応といった分野にも大きく影響してきますが、本日はご見識ある先生方にお集まりいただきました。

まずは皆様、自己紹介をお願いいたします。

川西 のぞみ総合法律事務所の弁護士の川西と申します。

私は、金融機関の法務、コンプライアンス、危機管理業務を主に取り組んでおります。その中で、内部通報対応も主たる業務の一つとなっております。また、東京弁護士会の公益通報者保護特別委員会の委員も務めております。

本日の主題は、ハラスメントと内部通報制度の課題ということですが、私からは主に内部通報対応の観点から、ハラスメントに関して見えてくる課題についてお話ししたいと思います。

松林 同じく、のぞみ総合法律

# 顧客の最善の利益を勘案した業務運営（下）

## 金融審議会市場制度WG顧客本位タスクフォース

### 中間報告・金商法等改正法案を踏まえて

シテイユーワ法律事務所 弁護士 齋藤 崇・伊藤 翼

上（本誌前号4頁）では、本タスクフォースの中間報告について概説したが、下となる本号では、中間報告を踏まえて国会に提出された本法案について概説するとともに、今後の金融事業者の業務運営に関する留意点について考察する。

### 三 本法案の概要

上で概説した中間報告のほか、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理および金融審議会「デイスクリージャーワーキング・グループ」報告も踏まえ、2023年3月14日、第211回国会（通

常国会）に本法案が提出された。本法案は、中間報告等の内容を受けて、金商法およびその関連法の改正を提案するものであり、デジタル化の進展等の金融および資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上および保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」「企業開示」等に関する制度を整備することを目的とする。

本稿では、本法案のうち、中間報告に関連する点のみを取り上げることとするが（図表3参照）、その主要なポイントとしては、(a)金商法については、実質的情報提供義務のルール化が、(b)金融サービスの提供に関する法律（以下、「金サ法」という）については、①法律の名称及び目的の変更（注7）、②顧客の最善の利益を勘案した横断的な誠実公正義務の新設、ならびに③資産形成支援および金融教育推進に係る規定の新設が挙げられる（以下、本法案の關係資料として提出された金商法の改正案を「金商法改正案」、金サ法の改正案を「金サ法改正案」という）。

なお、本法案が成立すれば、原則として、その公布日から起算して1年以内の政令によって指定された日から施行されることとなる（注8）。

1 契約締結前・契約締結時等の顧客への情報提供等に関する規定の整備

現行法では、金融商品取引業者等に対して、契約締結前や契約締結時における法令で定める事項が記載された書面の交付義務が課され（金商法37条の3第1項、37条の4第1項）、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」をすることなく金

# 区分所有法改正と実務での捉え方

## 1 区分所有法とその改正に向けた動きの概要

同志社大学大学院司法研究科教授

佐久間毅

### はじめに

建物の区分所有等に関する法律（以下、「区分所有法」という）の改正に向けた検討が、法制審議会区分所有法制部会において進められている。改正がされた場合、例えば分譲マンションについての法律関係が変わることになり、大きな社会的影響がある。ここでは、その検討状況の概要を紹介する（注1）。

なお、本TOPIC後半「2 改正に係る実務への影響」では部会資料を交えた解説が掲載されている。

### 一 区分所有法とは

マンションやビルのように、内部に構造上区分された複数の部分があり、その部分を住居、店舗、事務所等の建物としての用途に利用することができる建物がある。そのような建物について、建物全体を一人の者が所有し、または複数人が共有する場合のほか、建物内の区分された前記部分を異なる者が所有する場合がある（以下、この場合の建物を「区分所有建物」という）。後者の場合、一個の建物という一個の所有権の客体となるべき物の一部に独立の所有権

が成立するという、一物一権主義に反し民法において想定されていない関係が認められることになる。そこで、この関係を規律するものとして区分所有法が設けられている（注2）。

同法には、区分所有建物やその敷地等に成立する権利、建物や敷地等の管理処分のあり方等に関する規定が設けられている（注3）。例えば、建物内の構造上区分された部分を客体とする所有権を区分所有権（2条1項）、区分所有権の客体となる建物部分を専有部分とよぶこと（2条3項）、専有部分以外の建物部分等を共用部分といい（2条4項）、共用部分は原則とし

て区分所有者全員の共有に属するものとする（11条1項本文）、もつとも共用部分の管理処分については、物の共有一般と異なる特質（共有者が相当多数に上り得ること、区分所有者は区分所有権を有する限り共用部分等の共有者であることを免れないこと、区分所有者は自己の区分所有権の使用・収益・処分と生活・事業の前提を整えるという共通の目的の下に共用部分を共有することなど）に鑑みて民法の共有の規定の適用を排除し（12条参照）、区分所有者は団体（一般に管理組合とよばれている団体）を構成して建物等の管理・処分をするものとする

# 区分所有法改正と実務での捉え方

## 2 改正に係る実務への影響

深沢綜合法律事務所弁護士

大桐代真子・並木俊一

### はじめに

区分所有法が改正された場合、区分所有建物であるマンションまたは商業ビルにおいて、実務への影響として考えられる事項や対応すべき事項について、法制審議会の部会資料や議事録等を踏まえ解説する。

なお、本稿は、2023年6月中旬試案（案）部会資料19までの時点の法制審議会審議中の議論を踏まえたものであるため、中間試案に対するパブリックコメントの公表や今後の審議状況を法務省ウェブサイトでご確認いただくとともに、改正法が成立した際において、再度、

実務面の検討をお願いする次第である。

### 一 建替えの円滑化、その①建替え決議の要件緩和（部会資料19第2、1(1)）

高経年の区分所有建物の増加と区分所有者の高齢化という、いわゆる二つの老いが進行する日本においては、区分所有建物の再生の円滑化が課題となっており、その観点から、現行法上存在する建替え決議の多数決要件の緩和が検討されている。

区分所有法62条の建替え決議について、現行の特別多数決要

件（区分所有者及び議決権の各5分の4以上）を、改正法において、①4分の3に引き下げ、耐震性不足など安全性に問題のある一定の客観的事由がある建物についてはさらに3分の2に引き下げた場合（A案）、あるいは②基本的には現行法を維持しつつ、前記客観的事由がある建物については4分の3に引き下げた場合（B案）、次のような実務への影響が考えられる。

### 1 建替え含みで購入の判断が必要

建替え決議の多数決要件が単に緩和されたA案の場合、建替えが必要なマンション等にお

いて建替えが円滑に促進される反面、建替えが必要とまでは言えないケースにおいても建替え工事が促進される可能性がある。また、廃棄物およびCO<sub>2</sub>増加等の環境問題になる可能性や、1区分所有者あたり建替えに必要な平均負担額は194.1万円（部会資料2）といわれているところ、かかる経済的負担を受け入れられない区分所有者は建替えに反対し売渡請求を受ける結果、住み続けることや事業利用し続けることが叶わなくなる。

マンション等購入者としては、戸建とは異なり多数決によ

# 補助金活用と顧客支援

経営デザインコンサルティングオフィス代表

川居宗則

補助金

助成金

## はじめに

国・地方公共団体などから企業や個人事業主に給付される資金として補助金がある。補助金を活用することで、事業の拡大や新規事業の立上げ、商品開発や生産設備の更新など、様々な面で支援を受けることができる。ここでは、補助金の概要から活用方法、そして注意すべき点を解説する。

### 一 補助金の概要

#### 1 補助金の目的

補助金の目的は、国や地方公共団体などが政策を推進するためであり、政策目的に合致した事業の補助として返済不要の資金が供給される。例えば、コ

ナ禍からの経済活性化が政策ならば事業を立て直すための支出を補助する、商店街を活性化することが政策ならば商店街を活性化する取組みを補助するといったことである。

そのため、国の補助金の場合には、各省庁からの予算と関連事業に紐づいた制度として執行される。

#### 2 補助金と助成金の違い

国の補助金は、主に経済産業省の管轄であり、一方、国の助成金は、多くが厚生労働省の管轄となっている。そのため、経済産業省管轄の補助金は、事業者のビジネスを支援するものであり、厚生労働省管轄の助成金は、事業者の雇用や従業員の労働環境整備・改善を支援するものと捉えることができる。

#### 3 補助金申請から受給までの流れ

そして、大きな違いは、経済産業省の補助金は審査で落ちることがあるが、厚生労働省の助成金は一定要件を満たせば支給されるということだ。補助金は、定められた要件を満たしたうえで、審査で評価の高い順に選ばれた事業者だけに支給される、つまり要件を満たしていても補助金が受けられないケースがある。

補助金の申請から受給までの大まかなフローについては次のとおりである(図表1)。まず、補助金を用いて取り組む事業計画などを書類にまとめて、その他の必要書類と合わせて申請する(図表1①)。その後、提出書類をもとに審査が行われて、

事業者が採択される(図表1②)。

採択後、通常は交付申請を行う。経費の詳細などを記載した交付申請書を提出し、問題なければ交付決定となる(図表1③、④)。ここから事業が開始され、経費の支払いが始まる(図表1⑤)。

事業を完了して経費の支払いが終わったら、実績報告を行う(図表1⑥)。その報告をもとに、補助金の支給にあたって必要な書類が揃っているか、計画内容に則った取組みを行ったかなどが検査される。事業現場に实地調査する場合もある(図表1⑦)。その結果、問題なければ補助金額が確定して、補助金が支払われる(図表1⑧)。

一般的に、補助金の公募があつてから、実際に補助金の受